

# 所有者不明土地の公共的目的の利用を可能とする新制度

## 1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

(1) 道路等の公共事業の手續の  
合理化・円滑化→所有権を取得

(2) 地域住民等のための新たな事業の創設  
→利用権を設定

反対する所有者がおらず、建築物<sup>(※1)</sup>がなく現に利用されていない所有者不明土地の場合

土地収用法の特例

国、都道府県知事が事業認定  
(認定の円滑化(マニュアル作成))



収用委員会に代わり都道府県知事が裁定  
(審理手続きを省略、権利取得裁決・明渡裁決を一本化)

地域福利増進事業の創設

都道府県知事が公益性等を確認



一定期間の公告



都道府県知事が利用権(上限10年間)を設定

(所有者が現れ明渡しを求めた場合は期間終了後に  
原状回復。異議がない場合は10年を超えて延長可能)  
(※2)

※2 延長の結果、事業が長期間に及んだ場合の土地の  
所有権の帰属等については引き続き検討

事業のイメージ



(出典) 杉並区  
ポケットパーク(公園)



(出典) 農研機構  
直売所(購買施設)

## 2. 所有者の探索を合理化する仕組み

原則として、登記簿、住民票、戸籍など、客観性の高い公的書類を調査することとする

- ・固定資産課税台帳、地籍調査票、インフラ事業者等の保有情報など有益な所有者情報を行政機関等が利用を可能に
- ・地元精通者等にも行っていた聞き取り調査の範囲を合理化・明確化(親族等に限定)